

令和 7 年 3 月玉川村議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案の上程
- 日程第 4 村長の施政方針の開陳並びに提案理由の説明
- 日程第 5 請願の処理について（委員会付託）
- 日程第 6 議長発議（予算審査特別委員会の設置）
- 日程第 7 予算審査特別委員会正副委員長互選結果報告について
- 日程第 8 予算の審査について（委員会付託）

出席議員（１１名）

2 番	堀 越 美 保 君	3 番	佐久間 福 男 君
4 番	円 谷 兼 一 君	5 番	岩 谷 幸 雄 君
6 番	大 羅 将 君	7 番	須 藤 安 昭 君
8 番	林 芳 子 君	9 番	飯 島 三 郎 君
10 番	三 瓶 力 君	11 番	石 井 清 勝 君
12 番	小 針 竹千代 君		

欠席議員（１名）

1 番	小 針 善 誠 君
-----	-----------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大 越 健 一	会 計 年 度 任 用	須 藤 智 恵 子
---------	---------	-------------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	添 田 孝 則 君	住民税務課長 兼会計管理者	塩 澤 春 美 君
健康福祉課長	坂 本 敬 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩 田 敦 君
地域整備課長	高 林 浅 輝 君	教 育 課 長	小 針 武 彦 君
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開会の宣告

○議長（小針竹千代君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11人であります。

欠席通告議員は、1番、小針善誠議員です。

定足数に達していますので、令和7年3月玉川村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小針竹千代君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 堀 越 美 保 議員

3番 佐久間 福 男 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小針竹千代君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの8日間に決定しました。

◎議案の上程

○議長（小針竹千代君） 日程第3、議案の上程を行います。

本定例会に提出された議案は、お手元に配付しました議事日程表の裏面に記載のとおり、
議案第3号 玉川村太陽光発電設備設置事業と地域の調和に関する条例の制定についてから
議案第20号 令和7年度玉川村農業集落排水事業会計予算についてまでの条例6議案、補正
予算5議案、当初予算7議案の計18議案であります。

◎村長の施政方針の開陳並びに提案理由の説明

○議長（小針竹千代君） 日程第4、村長の施政方針の開陳並びに提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年3月玉川村議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに何かとご多忙の中、ご参集をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会では、令和7年度一般会計予算案をはじめ、重要な議案を提出いたしました。

以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ち、全国各地で記録的な積雪をもたらした大雪による災害について申し上げます。

今シーズン一番の強い寒気などの影響で、2月3日から9日にかけて、北日本から西日本の広い範囲で雪が強まり、全国各地で大雪となりました。このうち、4日は北海道などで記録的な大雪に見舞われ、帯広市では12時間降雪量が120センチに達し、全国の観測史上最多を更新いたしました。

また、県内においては、2月4日から会津地方を中心に、19市町村において災害救助法が適用される記録的な積雪をもたらし、これまでに2名の方が犠牲となるなど人身被害が相次いで発生したほか、除雪対応や雪捨場の確保、道路の通行止め、公共施設への被害やごみ収集の一時停止など、住民生活にも大きな影響が生じました。さらに、ハウス倒壊等の農業用施設への被害や、温泉旅館のキャンセルなどによる観光への影響等も生じており、地域経済にも大きなダメージを与えております。

このたびの災害により、不幸にしてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々へお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興、再生がなされますことをお祈り申し上げます。

次に、岩手県大船渡市で発生した大規模山林火災について申し上げます。

2月26日に発生した山林火災により、3月5日午前6時の時点で、平成以降の山林火災で国内最大規模となる約2,900ヘクタールを焼失したほか、複数の住宅にも延焼するなど、前例のない規模での被害が発生いたしました。

この火災により、大船渡市は、1,896世帯、4,596人に避難指示を出しており、市内の避難所に1,200人以上の方が避難しているほか、親類や知人の家など避難所以外の場所に3,000人以上の方が身を寄せるなど、住民生活に極めて大きな影響が生じております。

この火災により犠牲となられた方に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に見舞われ、なお厳しい生活を送っている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興と、被災された皆様の一日も早い生活再建をお祈り申し上げます。

続きまして、村政に関する当面の諸課題について所信の一端を申し上げ、皆様方にご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

初めに、国・県の令和7年度当初予算について申し上げます。

政府は、一般会計の総額が当初予算としては過去最大の115兆5,415億円となる令和7年度予算案について、1月24日召集の第217回通常国会に提出いたしました。新年度予算案は、1月31日から始まった衆議院予算委員会において実質的な審議が行われ、少数与党の下、予算の成立には野党との合意形成が不可欠となる状況の中、与野党間における政策協議や予算

委員会における集中審議など、これまで多くの論戦が交わされてまいりました。

その結果、自民・公明両党と日本維新の会の3党は、2月25日に行われた党首会談において、教育無償化の具体策や社会保険料の負担軽減策などについて正式に合意し、2月28日に与党は、平成8年度予算以来29年ぶりとなる新年度予算の修正案を国会に提出いたしました。

修正案では、教育無償化の具体策をはじめとした日本維新の会との合意内容を盛り込むほか、いわゆる年収103万円の壁を見直し、年収制限を設けた上で所得税の課税最低限を160万円に引き上げることなどが盛り込まれており、一般会計の総額は、当初から3,437億円減額され、115兆1,978億円となっております。

なお、修正後の新年度予算案については、3月4日の衆議院本会議において、与党と日本維新の会などの賛成により可決され、衆議院を通過いたしました。

憲法の規定により衆議院の議決が優先されるため、新年度予算案の成立は事実となりましたが、日程上、年度内には自然成立せず、仮に成立が年度をまたげば、暫定予算の編成が求められることになります。

3月5日からは参議院予算委員会で審議が行われておりますが、野党が主張するガソリン税の暫定税率廃止や高額療養費制度における負担上限額引き上げの凍結、給食費無償化の早期実施など、予算委員会における審議の動向は予断を許さないところであり、村におきましても、引き続き国の動向を注視するとともに、情報収集に努めてまいります。

また、県の令和7年度当初予算につきましては、令和7年度は、第2期復興・創生期間の最終年度であるとともに、新たに策定する次期ふくしま創生総合戦略の初年度となる重要な一年であることから、震災と原発事故からの復興はもとより、次期総合戦略の下、あらゆる主体と連携・共創し、若者や女性をはじめ、誰もが活躍できる福島ならではの県づくりに向け、復興・再生と地方創生を両輪で進めるとともに、長期化する物価高騰にも適切に対応しながら、防災力の強化や地球温暖化対策、デジタル変革などを推進する予算として編成されております。

村におきましても、国や県の動向を引き続き注視しながら、変化の激しい社会経済情勢に対応すべく、村民の皆様のニーズをしっかりと受け止めるとともに、「時代とともに進化すること」、そして「選ばれる村づくり」の2つのキーワードを大事にしながら、一步を踏み出すこと、改革することに臆することなく、斬新な発想で各種施策に挑戦し、村民の皆さんが安全に安心して快適に暮らせるよう、各種施策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、人口減少対策及び交流人口、関係人口の拡大について申し上げます。

人口減少対策については、この1年間、村の最重要課題の一つとして全庁を挙げて取り組んでまいりました。特に、今年度は全職員を村の情報発信員として位置づけ、職員一人一人の自覚を促し、村の情報や魅力を積極的に発信していくとともに、公式SNSを活用し、県内外の方々へ向けた情報発信にも力を入れてまいりました。

さらに、移住政策を強力に推進するため、今年度から新たに、たまかわくらしプロジェクトを展開しており、昨年5月15日には、すがまプラザ交流センター内に、たまかわくらしサポートセンターを設置し、移住希望者等のトータルサポート窓口として、移住に関する相談対応をはじめ、ホームページやSNS、各種移住促進イベントでの情報発信、たまかわくらし体験住宅を活用した移住体験、民間所有の空き家を活用した関係人口創出事業などを行ってまいりました。

これらの事業により、移住相談件数は2月末時点で109件となっており、移住候補地として本村に興味を持つ方々が増加傾向にあるものと感じております。

また、令和7年2月発売の移住者向けの民間誌「田舎暮らしの本」による「住みたい田舎ベストランキング」において、人口5,000人以上1万人未満の市町村ランキングでは、総合部門で6位に位置づけられました。これも、村民の皆様のご理解の下、様々な事業を展開できたたまものであり、大きな成果であると考えております。

なお、来年度からは、移住者や定住される方々の受皿として、すがまプラザ住宅エリアを設け、分譲地の販売を開始することとしておりますので、引き続き、たまかわくらしプロジェクトを推進し、より多くの方々が玉川村を選び、そして住んでいただき、住んでよかった、選んでよかった玉川村、子供たちが夢を、若者が希望を、そして高齢者の皆様が生きがいを持てる玉川村を村民の皆様と共に創造してまいりたいと考えております。

次に、昨年9月28日にオープンした玉川村複合型水辺施設、乙な駅たまかわについては、にぎわい創出や交流人口、関係人口の拡大を目指し、建築家の隈研吾氏にリノベーションの監修をお願いし、かわまちづくり、交流の拠点施設として、多くの方が安全に安心して集いやすい、利用しやすい空間づくりを進めております。

オープンから2月末日までに3万5,000人を超える方に来場いただいております、順調に交流人口、関係人口の拡大につながっているものと手応えを感じておりますが、これに満足することなく、さらなる進化を目指し、一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、たまかわ観光交流施設、森の駅yodogeについても、2月末日までに6,245人の方にご利用いただき、昨年度を上回る利用状況となっております。道の駅たまかわや乙な駅

たまかわと並んで、交流人口、関係人口拡大の一翼を担う施設となるべく順調に推移しているものと手応えを感じております。

それぞれの施設の最大の魅力である雄大な自然や食、遊びをSNSにより全面的に発信することで、村外からの利用者が増えているほか、サイクルビレッジ事業と連携した企画事業を展開するなど、利用者の拡大に努めているところであり、今後も村の新しい地域資源として、より多くの方々が集える場所となるよう成長させてまいりたいと考えております。

次に、職、住、遊、学の複合型交流拠点であるすがまプラザについては、すがまプラザ住宅エリアの完成により住の環境も整い、いよいよスタートラインに立ったという思いであります。

先に整備したテレワークに対応したコワーキングスペースやオフィススペースの利用者も増加していることや、他自治体からの視察研修依頼もあることから、その認知度は確実にアップしているという手応えを感じております。また、多くの出展者や来場者によりにぎわうこわたま市をはじめとするイベントも開催するなど、にぎわい創出にも努めているところであります。

来年度以降は、新たに組織を改編し、住民課を中心として、すがまプラザ交流センターを一元的に運営することで、より村民の皆様に身近な施設として便利に活用いただけるようしっかりと取り組んでまいります。

次に、村内小中学校の在り方について申し上げます。

村の教育を取り巻く環境は新たな転換期を迎えております。全国的な人口減少は本村においても例外ではなく、急激に進む少子化による児童生徒の減少や、建設後50年を経過している玉川第一小学校と須釜小学校の校舎の老朽化など多くの課題があることから、小中学校の在り方を検討するため、昨年10月30日に、学識経験者、保護者代表、地域代表、議会、学校代表の16名から成る玉川村立小中学校の在り方検討委員会を設置し、あらゆる視点、分野からご意見をお聴きしながら検討を行ってまいりました。

その結果、学校の在り方検討委員会より、令和10年度末までに両小学校を統合し、中学校を併設した新校舎を建設すること、園小中の連携をはじめ、より効果的で魅力ある教育環境づくりを目指すため、令和11年度の開校が望ましいとの提言書が村教育委員会に提出されました。

この提言書について、1月の定例教育委員会で報告、審議され、教育委員会からは、学校の在り方検討委員会の提言を十分に尊重し、かつ学校の適正規模、適正配置などを考えると、

小学校を統合し、中学校も同一施設に移設すべきという意見書が村長宛て提出されたところ
であります。

なお、教育委員会からの意見書を受けて、庁内の政策調整会議において、小学校の統合並
びに中学校の併設の可能性も含めた方針を村として機関決定したところであり、令和7年度
においては、移転候補地選定を含めた学校基本構想策定を行うこととしております。

また、学校統合等を総合的かつ一元的に実施するため、新たに、仮称ではございますが、
学校統合対策室を設置し、専任の室長を配置することで、組織体制としても万全を期してま
いりたいと考えております。

次に、村の行政組織の見直しについて申し上げます。

昨年開催した村民懇談会や、毎月開催している村民の声をお聴きする日などの場において、
太陽光発電設備やごみ対策など、環境分野に対する多くのご意見、ご要望をいただきました。
また、世界的な課題となっている脱炭素化に向けた2050年カーボンニュートラルの実現など、
環境分野における行政需要はますます高まっております。

このことから、令和7年4月から、これまでの住民税務課から住民課を独立させ、環境分
野における行政需要に対してしっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、すがまプラザ交流センター及び須釜行政センターについては、企画政策課と住民税
務課の2課による運営を行っていましたが、令和7年度からは、住民課を中心として両セ
ンターを一元的に運営し、業務の効率化と利用者の利便性向上を図ってまいりたいと考えて
おります。

さらに、自然災害等が頻発化、激甚化する中、防災に対する取組をさらに強化していく必
要があることから、総務課の分掌事務に防災に関する事項を追加し、生活安全係を防災安全
係に改めることとしております。

村民の皆様の生命と財産を守り、安全と安心を確保するため、自助、互助、共助、公助が
一体となった防災対策を推進するとともに、防災力強化の取組を進めるなど、引き続き関係
機関と連携して、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

また、村民の皆さんが健康で元気に暮らせるよう、新たに健康推進担当課長を配置し、安
全に安心して、きめ細やかな健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、行政組織の見直しにつきましては、本定例会において、課設置条例の全部を改正す
る条例について議案を提出しておりますので、改めてご審議を賜りたいと存じます。

次に、村制施行70周年について申し上げます。

玉川村は昭和30年3月31日に誕生し、本年3月31日をもって村制施行70周年を迎えることになります。これまで、大いなる希望を持ち、知恵を出し合い、連携と協働によるたゆみない努力を積み重ねてこられた先人各位と、村民の皆様の郷土に対する温かい愛情に支えられながら、一步一步確実に歩みを進め、今日の玉川村がつくられ、発展が成し遂げられてまいりましたことに深く感謝を申し上げます。

そのような先人の皆様や村民の皆様の思いを胸に、子や孫の世代にしっかりと引き継ぐべく、次の80年、100年に向けて、さらなる進化と発展のため一層努力していくことが我々に課せられた責務であります。

なお、令和7年度においては、本年11月7日に村制施行70周年記念式典を開催するとともに、玉川村文化講演会「天童よしみコンサート」や、玉川大学管弦楽団による演奏会などの関連行事を開催することとしておりますので、村制施行70周年を村民の皆さんと一緒に盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、大規模プロジェクトの進捗状況等について申し上げます。

まず、阿武隈川上流遊水地群整備計画への取組につきましては、現在、国では各地権者等と用地協議を進めており、1月末現在の取得率は、遊水地全体で43%、本村の第二遊水地においては22%となっております。

取得率の違いには各事業用地における土地の所有状況が関係しており、国では現在、補償に係る課税の特例措置などを考慮して、農地のみを保有する地権者との協議を先行して実施しているため、家屋移転の対象者が農地を保有しているケースが多い、本村の第二遊水地の取得率は、第一及び第三遊水地に比べて低い状況になっております。

また、国では、用地協議と並行して整備に向け必要となる調査を実施しており、中地区の整備予定地においては、2月中旬から埋蔵文化財の試掘調査を、旧砂利採取プラントの跡地においては、昨年11月から試験圃場の整備を進めております。

試験圃場については、遊水地内の掘削後と同じ高さになる20アールの水田を2つ整備し、県の協力を得ながら稲の生育や収量、品質等を調査するものであり、遊水地内での営農実施に向け重要な調査となることから、今春の作付から秋の収穫まで、取組を注視してまいりたいと考えております。

また、家屋の集団移転先となる代替地につきましては、竜崎字原作田地区と小高字稲荷畷地区の2つの予定地に、現在合わせて26世帯が移転を希望しており、今後、国では用地の取得に向け土地の所有者等との協議を進めることとしております。

遊水地の整備において、家屋等の移転は住民にとって非常に大きな負担になることから、村では代替地の整備が移転者や地域の意向を酌んで進められるよう国に求めていくとともに、代替地以外の場所への移転を希望する方についても、国による丁寧な対応と支援がなされるよう取り組んでまいります。

遊水地完成後の環境保全や地域振興としても重要になる地内利活用につきましては、先月19日に、国や県の代表者、さらには3町村長、大学教授等が委員となった第2回利活用検討会が開催され、これまで実務者等による作業部会において検討されてきた様々な利活用方法等について報告がなされるとともに、第二遊水地における利活用案として、公園や多目的広場、農地、企業によるフロートソーラー発電などによる利用方法が例として示されまして、議論が行われたところであります。

地内の利活用については、利用者による事業活動を通じて地内の環境保全が図られるとともに、地域振興等への寄与も期待されますが、どのような活用においても、利用主体には整備や利用に伴う費用負担が生じることから、検討会では、今後、それぞれの案に係る整備区分や課題等を一つ一つ具体的に整理し、実現方法等について検討を進めていくこととしており、村では、これに積極的に関与することで実現可能性を高めてまいりたいと考えております。

遊水地群の整備は、計画目標である令和10年度の完成に向け、昨年からは第一遊水地において鈴川橋の下部工工事が始まり、令和7年度においては成竜橋の下部工工事も開始される予定となっております。

村といたしましては、整備に伴う課題の解決に向け、引き続き関係機関と連携して取り組んでいくとともに、国に対し事業に協力する地域の思いや要望をしっかりと伝え、村民の皆様が納得した形で事業が進められるよう取り組んでまいります。

次に、旧須釜中学校校庭を活用した宅地造成事業につきましては、宅地造成工事について、工事完了は3月21日を予定しており、進捗状況は2月末時点で94%となっております。

販売方法等については、村民ファースト販売が、3月末から情報を発信し、5月にかけて公募を行い、抽せんによる販売方法を実施することとしております。

事業者販売については、令和7年度当初から情報を発信して、村民ファースト販売と同様の手法により販売を行い、購入事業者が決定次第、村と事業者間において、にぎわい創出等に係る協議会を設立し、移住促進、販売促進方法等を協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、泉郷駅前開発によるにぎわいづくり事業につきましては、地元住民の皆さんや民間事業者の方々により、泉郷駅前の在り方などを検討するワークショップをこれまで3回開催し、現在、基本構想をまとめているところであります。ワークショップでは、商業機能や子育て・高齢者等福祉機能、観光・体験機能、公園的利用などのご提案をいただいております。

基本構想では、工場跡地の利活用を中心に、地域を取り巻く状況の分析や村民アンケート結果、社会潮流等を加味しながら、持続的な村の運営や活性化において重要な拠点となり得る場としていくことや、当面実現させる第1期整備のイメージ、第1期整備後の経済情勢や社会情勢を勘案しながら実施していく第2期整備イメージといったように、短期的構想目標から中長期にわたっての構想目標までを盛り込むこととしております。

令和7年度は、構想の実現に向け、村民の皆さんなどによる推進協議会を設置し、地元の方々をはじめ、関係する事業者などとの協議、検討をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

次に、村道及び上下水道の整備についてであります。

まず、道路整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業により整備している村道中－17号線及び村道南－50号線の道路新設工事について、今年度当初に配分のあった交付金により、9月に発注した工事は年度内に竣工いたします。また、国の1次補正予算で配分のあった交付金により、繰越事業として道路新設工事を実施し、2路線ともに令和7年度中に舗装工事を完成させ、年度内に供用開始する予定としております。

次に、上水道につきましては、四辻新田の村中地区において、令和6年12月に森の駅 y o d g e への一部給水を開始しております。また、一般世帯で加入を予定している給水者には、令和7年4月から、給水装置工事等、上水道への接続を推進し、安心・安全な水道水の供給を行うとともに、引き続き河平地区や小半弓地区への管路の布設工事を実施し、安定的な水を供給できるようしっかりと進めてまいります。

次に、下水道につきましては、農業集落排水事業玉川地区について、地方創生污水处理施設整備事業により管路布設工事を進めているところであり、今後、処理区域内で管路のつながった地域から順次供用を開始することとしております。具体的には、中地区は令和7年度末、小高地区は令和9年度末、岩法寺地区の一部と蒜生地区は令和11年度末までに供用開始する予定としておりますので、今後、地区推進委員の皆様との連携を密にして、供用開始に伴う宅地内配管の接続等をお願いしながら、地域との一体的な取組を促進してまいります。

次に、令和7年度一般会計予算案の概要について申し上げます。

令和7年度の予算編成につきましては、第6次玉川村振興計画後期基本計画の下、「村民と共に歩み育む 心豊かな村づくり」を基本理念として、「未来（あす）が輝く村づくり “元気な” たまかわ」を将来像として掲げ、5つの基本目標を柱に据えて、これまでの取組をさらにシンカ（進化、新化、深化）させるとともに、住民目線の現場主義を念頭に置いて、選択と集中を意識しながら、本村の持つ魅力を最大限に発揮できるよう、活力ある元気で豊かな玉川村の創造に向けて予算を編成したところであり、一般会計予算額の総額は、前年度と比較して1億1,000万円、2.3%減の46億6,800万円となります。

歳入については、雇用、所得の状況や物価上昇による社会経済活動への影響等を踏まえ、一般財源総額の確保に努めるとともに、国・県支出金をはじめ、地域活性化基金などの各種基金や地方債等を有効に活用し、必要な財源を計上いたしました。

歳出については、引き続き人口減少対策を最重要課題の一つとして位置づけ、自然減対策、社会減対策の両面から、移住・定住の促進や、交流人口、関係人口の拡大に向け、すがまプラザ住宅エリアの販売をはじめとした各種事業を実施するほか、小中学校の給食費助成事業の継続や認定こども園への支援など、子ども・子育て支援事業の充実や、地方経済・生活環境創生交付金等の活用による地方創生事業を推進するなど、移住・定住促進事業、主要な産業である農業の振興をはじめとする産業振興事業及び観光交流事業等にしっかりと取り組んでまいります。

また、頻発、激甚化している自然災害への備えとして、たまかわ文化体育館避難所強化事業の実施により避難所としての機能強化を図るほか、生活インフラの整備として、村道中一17号線及び南一50号線の道路新設事業等について予算を計上したところであります。

令和7年度は、第6次玉川村振興計画の最終年度であることから、各種事業を評価、検証し、次期振興計画で取り組むべき課題の明確化と、それを解消するための目標設定に向けて、大変重要な一年であります。心身と社会的な健康を意味する、いわゆるウェルビーイングを実現し、生まれてよかった、住んでよかった、選んでよかった玉川村、魅力ある活力ある元気で豊かな玉川村、子供たちが夢を、若者が希望を、そして高齢者の皆様方が生きがいを持てる、そんな玉川村を創造するため、村民の皆さんの声をお聴きしながら、各種施策にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、振興計画の5つの基本目標に沿って、令和7年度の主な施策についてご説明を申し上げます。

まず、1つ目の「皆で支えあう福祉の村づくり」であります。

全ての住民が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、子育て世帯、高齢者、障害者などに対するきめ細やかな保健福祉サービスの提供に努めるとともに、さらなる高齢化により、住民の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、住民相互の支え合いや助け合いの意識の高揚を図りながら、地域共生社会の実現と地域福祉の推進に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、令和6年3月に策定した村健康増進計画、第3次元気なたまかわ健康21計画に基づき、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、生活機能の維持向上の取組などにより、疾病の早期発見や早期治療に努め、健康状態の改善を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

健康の駅たまかわにつきましては、健康づくりの拠点施設として広く認知されるようになり、村内外からも多くの方々に利用いただいております。これまで、利用者一人一人の健康状態や目的に合わせたサポートを充実させるため、専門職を配置するなど、指導体制を強化しております。

さらに、令和7年度は、健康推進ルーム内のトレーニング機器の入替え等を予定しており、年代等を問わず、様々な方が自分に合った健康づくりや体力づくりに取り組むことができるよう、今後も利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

子育て支援につきましては、令和6年4月から保健センター内に開設しているこども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対し、専門職が切れ目のない総合的な相談支援を実施しております。

令和7年度においても、子育て世代が地域で孤立することなく、必要なときに必要な支援を受けることができるよう、子育てアプリによるタイムリーな情報発信や、こども家庭センターにおける相談支援、さらに村が独自に実施しているたまかわっ子誕生祝金やたまかわっ子子育て支援給付金の支給など経済的な支援も行うことにより、引き続き安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、年々、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、地域で支え合う福祉の推進がますます重要となっております。高齢者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしい日常生活が持続できるよう、村社会福祉協議会や民生委員協議会など関係機関と連携し、高齢者の生活を支える仕組みづくりを推進してまいります。

村内各地域において住民自らが運営している健康サロンについては、現在16か所のサロン

が設置されておりますが、高齢者が身近な場所で健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう、活動に対する支援を継続して行っておりまいます。また、後期高齢者や虚弱な高齢者も気軽に集える小規模サロンの立ち上げを推進し、誰でも気軽に参加できるよう、事業の充実を図っておりまいます。

障害者福祉につきましては、令和6年度に居住支援のための機能を有する障害者施設を地域生活支援拠点として新たに登録し、障害のある人を地域全体で支えるサービス提供体制や、障害者や障害児が地域において安心して生活できるよう、障害のある人が抱える課題を把握し、的確な支援につなぐため、障害者福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児支援事業などの各種サービス提供体制の確保と環境整備、地域共生社会の実現に向けた相談支援体制の充実に取り組んでおりまいます。

介護保険事業につきましては、令和6年3月に策定した第9期介護保険事業計画に基づく事業を展開するとともに、前計画からの継続事項として、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進などについても引き続き取り組んでおりまいます。

生活支援体制整備事業協議体、もちもたの会による高齢者の日常生活を支える地域助け合い活動の取組については、令和3年度にボランティア組織を立ち上げ、その活動が徐々に認知されるようになっておりまいました。今後も、積極的に住民に周知し、地域住民がボランティア活動を通して、高齢者等をみんなで見守り、支え合い、安全・安心に暮らせる地域をつくるための各種活動を引き続き支援しておりまいます。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営がなされております。保険料率については、県統一保険料率になることが予定されている令和11年度に向けて、適正な保険料率の算定、保険料収納率の向上、被保険者の医療費の適正化などに取り組み、国民健康保険制度の適正な運営に努めておりまいます。

後期高齢者医療につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、令和3年度から高齢者の保健事業と介護事業の一体的実施事業の取組を実施しておりますが、令和7年度においても、引き続き、地域の特性や健康課題に重点を置いた事業を実施するとともに、支援が必要な高齢者を保健、医療、介護などのサービスに接続することができるよう、関係団体が相互に連携した取組を推進しておりまいます。

次に、高齢者や移動に支障のある方々などの支援事業である高齢者等QOL向上支援事業につきましては、高齢者等の生活の質、いわゆるQOL、クオリティー・オブ・ライフの向上を目指し、御用聞きサービスを実施しております。現在74名の方がこの事業に登録し、主

に日常のお買物や通院、郵便局や役場への付添いのほか、余暇支援などのサービスを受けており、利用者からは大変好評をいただいております。令和7年度においても、認知度の拡大を目指しながら、本格実施、本格稼働へ向けて事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の「環境にやさしい安全・便利な村づくり」についてであります。

世界的に脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、本村においても、住民や事業者、各種団体等と連携しながら、省エネルギー施策をはじめ、地域や自然環境と共生した太陽光発電など、再生可能エネルギー事業の普及促進等、中長期的な視点に立った取組を加速させ、2050カーボンニュートラルの実現に努めてまいります。

なお、再生可能エネルギー事業の普及促進に当たっては、本定例会に提案しております玉川村太陽光発電設備設置事業と地域の調和に関する条例の制定、施行により、地域との共生をはじめ、安全性や景観、環境への影響についても配慮してまいります。

また、玉川村一般廃棄物処理基本計画に基づく持続可能な循環型社会を実現するため、執行体制の強化を図りながら、リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、いわゆる5Rや、廃棄物適正処理の取組を拡充するとともに、SDGsが目指す目標に関連づけて掲げた施策、数値目標を確実に達成してまいります。

住民生活に重要な道路、河川、水路等の適正な維持管理につきましては、定期的な点検を実施するとともに、各地区から寄せられる修繕等の要望箇所については、地元区長等と連携して、損傷箇所などについて速やかな対応を図ってまいります。

道路整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、村道中－17号線の道路舗装工事を進め、既に開通している村道中－16号線に接続させて、令和7年度中の全線供用を目指してまいります。村道南－50号線につきましても、舗装工事を進め、宅地造成事業により完成した住宅地へのアクセス道路として、車や歩行者等、地域住民が安全・安心に通行できるよう、令和7年度の供用開始を目指してまいります。

防災・安全交付金事業では、村道Ⅰ－8号線の傷みが激しい箇所を中心に舗装修繕工事を実施いたします。また、公共施設等適正管理推進事業では、村道Ⅰ－3号線の舗装工事を実施し、生活道路の安全性、利便性の向上を図ってまいります。

村道の道路排水路整備につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、令和6年度から実施している村道Ⅱ－3号線の整備を行い、令和7年度の完了を目指してまいります。

道路橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、大堰橋を修繕いたします。

次に、国道、県道につきましては、村ではこれまでも国道118号及び各県道における歩道

設置等を要望してきております。国道118号については、現在、県が竜崎地区から中地区までの測量調査を実施しておりますが、今後の実施設計や歩道整備工事までの具体的な計画は示されておきませんので、歩道整備の実現に向けて、令和7年度以降も引き続き強く要望をまいります。

また、いまだ未整備となっている場所や、街路樹の植栽帯にある根っこの除去や痛んだ歩道等の修繕等についても、引き続き関係機関への要望等を行ってまいります。

さらに、国・県管理の河川につきましては、阿武隈川上流緊急治水対策プロジェクトによる遊水地群の整備や、泉郷川、金波川の浚渫事業の推進について、継続して関係機関への要望等を行ってまいります。

次に、公営住宅の管理につきましては、玉川団地や開山団地、さらには長内団地等、入居者が安全に安心して生活ができるよう維持管理に努めるとともに、継続的に修繕している玉川団地4号棟の外壁塗装や防水処理についても、安全性、衛生面等に配慮しながら工事を行ってまいります。

また、長寿命化計画に基づく公営住宅の用途廃止により住宅の集約化を図るため、川辺住宅の除却を行うこととしており、令和7年度は実施設計費を計上し、令和8年度に除却工事を実施する予定としております。

なお、令和3年3月に策定した公営住宅等長寿命化計画について、令和7年度に前期の計画期間が終了することから、令和8年度から5年間の後期計画を策定し、入居者が安全・安心に生活できるよう、公営住宅の状況の把握や将来の需要見通しに基づいた管理や改善等を計画的に推進してまいります。

空き家対策につきましては、民間による空き家の利活用や除却等に対し、国や県の補助事業を活用した空き家対策総合支援事業による支援を行うなど、空き家の解消に向けた取組を推進してまいります。

また、利活用が可能な空き家については、空き家の活用をたまかわくらしサポートセンターの役割の一つと位置づけ、空き地、空き家の現状調査をはじめ、村の空き家・空き地バンクへの登録の推進、各種媒体の機能を生かした情報発信などを実施し、空き地、空き家が有効に活用されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、上水道につきましては、現在、令和9年度までの事業として、水道未普及地域解消事業を計画的に進め、引き続き、河平地区や小半弓地区等、県道飯野三春石川線沿線の管路布設工事を実施し、給水区域の拡大や水道普及率の向上に取り組んでまいります。

下水道につきましては、農業集落排水事業玉川地区について、処理場が供用開始され、中地区や小高地区の一部の区域で供用開始することに伴い、住民に対して、宅地内排管等、接続を促進しながら、引き続き、国道118号や村道等の管路布設工事やポンプ施設等の整備を行うなど工事を進めながら、区域を拡大してまいります。また、地区推進委員の皆様との連携を密にして、一部供用開始に伴う宅地内排管の接続等をお願いしながら、地域との一体的な取組を促進してまいります。

なお、農業集落排水処理区域における接続率の低い地域に対しては、加入促進を図るとともに、区域から外れる地域については、合併処理浄化槽の積極的な普及促進を図ってまいります。

次に、阿武隈川上流緊急治水対策プロジェクト、遊水地群整備計画につきましては、遊水地対策室を中心に、住民生活の安心・安全が確保されるよう住民の皆様の意向等を丁寧にお聴きし、寄り添いながら取り組んでまいります。

次に、安全な村づくりにつきましては、国では令和8年度中の防災庁創設に向けた準備を進めており、本村でも、令和7年度から生活安全係を防災安全係に改め、防災に対する取組を強化することとしております。具体的には、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、令和6年度補正予算に計上した避難所設営用の関連備品や防災倉庫の整備、避難者送迎用の公用車の購入、移動式コンテナトイレの整備など、災害発生時の避難者の生活環境の改善を図ってまいります。

また、消防関係につきましては、川辺、南須釜、山小屋地区において消火栓の修繕等を実施するとともに、小高分団のポンプ車を積載車に更新することとしております。

防犯灯につきましては、引き続き各行政区と連携しながら、新規設置と不良箇所の修繕等を行い、明るく犯罪被害等のない地域づくりに努めてまいります。

次に、3つ目の「活力ある村づくり」についてであります。

本村の主要な産業であります農業につきましては、長引く各種農業資材や肥料等の価格、そして燃油価格の高騰により、経営に対する大きな影響が続いております。これら経済的負担の軽減を図るため、認定農業者や新規就農者を中心に、各種補助事業を組み入れながら支援していくとともに、国・県などの動向に注視し、寄り添いながら迅速な対応を行ってまいります。

また、近年の気候変動がもたらす異常気象の影響が大きくなってきており、温暖化や極端な天候により、異常な高温や雨不足、そして豪雨などが頻発し、農作物の収穫量の減少や品

質の低下が発生しております。こういった問題に対しては、気候変動に強い作物品種の開発が求められますが、直近の対策としては、高温に強い品種の選定や栽培方法などについて、県農業普及所やＪＡなどの協力を得ながら、村営農推進協議会を中心に農家の皆さんを支援してまいります。

さらには、ＩｏＴやＡＩなどを活用した、いわゆるスマート農業などの導入により、水分管理や施肥の最適化など農作業の効率化が図られることから、これらについても推進してまいりたいと考えております。

労働力不足も全国的な大きな課題となっておりますが、高齢化が進む中で、農業従事者の数も減少し、これらに伴い耕作放棄地も年々増加しており、本村においても例外ではありません。

このような中にあっても、新たに農業に参入する新規就農者は非常に貴重な存在となっております。本村においては、ここ数年、毎年のように新規就農者が誕生しております。新規就農者に対しては、引き続き育成支援に努め、県農業普及所や村営農推進協議会などで構成する玉川村次世代農業経営者支援チームによる面談や巡回指導などの支援を行ってまいります。

また、村の基幹作物である米については、令和６年産米について、ＪＡの生産者概算金について、中通り産コシヒカリで１俵当たり２万円となり、３０年ぶりに２万円台となり、近年の資材価格や原油価格高騰の影響等により厳しい農業経営が続いている中で、久しぶりに明るい話題となりましたが、現在、市場では令和の米騒動と言われるなど、店頭での品薄と価格の上昇が大きな問題となっております。

このような状況を受けて、政府は、米の流通の円滑化を目的に、備蓄米の市場放出を決定いたしました。このことによる今後の米の流通、価格の動向、そして備蓄米の買戻しによる影響が令和７年産米の価格にも及ぶことが考えられることから、今後も情報収集をしっかりと行うとともに、国・県の動向を注視しながら、迅速な対応に心がけてまいります。

キュウリやトマト、ナス、インゲン、そして果樹や花卉などの振興につきましては、村営農推進協議会を中心として、ＪＡや県農業普及所と連携した一体となった支援が不可欠であり、今後も引き続き生産農家への技術支援を積極的に進め、品質の向上、生産量の増加、所得率の向上を図ってまいります。

特産品であるさるなしについては、全国さるなし連絡協議会の組織力を強化し、会員との交流を生産者レベルで深めながら、栽培技術の向上、生産コストの低減を実現させ、所得率

の向上を図ってまいりたいと考えております。

畜産業につきましては、継続事業としての導入牛育成支援事業や家畜防疫事業などの補助事業を実施しながら、安定した経営に向けて継続した支援を行ってまいります。

林業につきましては、引き続き森林環境譲与税を活用した経営管理事業に取り組み、年次計画による森林整備を進めてまいります。

遊水地群の整備につきましては、今後、本格的に農地の買収が進んでいくものと思われます。農地買収により、村の農業施策、推進方策にも大きく影響が及んでまいりますので、今後の事業の進捗状況を的確に把握しながら、関係機関、団体等との緊密な連携の下、必要な施策に取り組んでいかなければならないと考えております。農家に寄り添った丁寧な対応はもとより、きめ細やかな支援を行うなど、引き続き全庁を挙げて対応してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、引き続き、玉川村商工会との緊密な連携の下、各種事業に取り組んでいくとともに、商工業の振興、発展のための支援を行ってまいります。

また、事業者、そして利用者からも好評を得ております住宅リフォーム事業を継続し、本村において創業を希望する方に対して、店舗、事業所等の整備に要する費用の一部を補助する創業支援事業を実施し、引き続き支援していくこととしております。

各企業などの人手不足に対しましては、商工会を中心として、広域的な関係機関、団体との連携が必要であることから、近隣の商工会はもとより、商工会議所などとも連携し、各高校や大学での合同企業説明会を開催するなど、積極的な事業の展開を支援してまいりたいと考えております。

観光の振興につきましては、村観光物産協会の組織力の強化を支援しながら、引き続き村内の観光資源の発掘とブラッシュアップ、さらには物産振興を行い、情報の発信と交流人口の拡大に努めてまいります。特に、観光物産協会の活動の原点である地元会員の支援と地元観光資源のPRといった地元ファーストの考えの下、各種事業に取り組んでいくよう支援をしてまいります。

また、令和8年度には、福島県内で国内最大級の観光企画であるふくしまデスティネーションキャンペーン、いわゆるDCが開催されます。DCは、観光地をPRして多くの観光客を引きつけるためのプロモーションで、県や市町村、JRグループ、民間企業等が地域の魅力を広く伝えるために実施する観光誘客キャンペーンであります。令和7年度はプレDC、令和9年度にはアフターDCが開催され、3年間にわたる大々的なキャンペーンでありますので、村といたしましても、この機会を捉え、本村の魅力を最大限に発揮し、発信するとと

もに、多くの皆様方においていただくよう事業展開を図ってまいりたいと考えております。

乙字ヶ滝公園につきましては、乙な駅たまかわがオープンしたことから、相乗効果を高めるべく、引き続き、好評をいただいております乙字ヶ滝のライトアップやランタン等による光の演出など、四季を通したイベント等を観光物産協会が中心となって実施していけるように支援をしてまいります。

また、各団体等による自主的なイベントに対する支援を行う玉川村にぎわいイベント支援事業につきましては、行政が行うイベントではなく、各団体ならではのユニークな発想の下で、令和5年度、6年度に開催されたオールドカーフェスティバルは、多くの参加者や事業者、そしてお客様においていただくなど、地域のにぎわいづくりを創出するイベントが開催されております。今後も、新たな団体によるイベントの開催が期待され、玉川村の魅力発信にもつながることから、引き続き実施してまいりたいと考えております。

福島空港につきましては、現在、国内線は大阪と北海道の2路線で運行され、国際線では台湾への定期チャーター便が運航されております。また、3月から4月にベトナムからのチャーター便の運航も決まっております。チャーター便の運航は、安定した搭乗率を維持していくことが今後の継続した運航へとつながることから、引き続き、県や関係機関と連携しながら、搭乗率の向上を図るとともに、空港全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

中学2年生を対象とする国内研修事業については、令和2年度より研修地を沖縄県として、北中城村の中学生との交流をメインに行っており、北中城村をはじめ、関係団体の支援により、その交流は拡大をしております。沖縄の自然や伝統、文化等を直接肌で感じながら、忘れつつある悲慘な戦争の体験講話や平和学習を通し、広い知見を修得することは、今後の人生の大きな糧になると思いますので、令和7年度についても引き続き実施してまいります。

次に、4つ目の「人を育む村づくり」についてであります。

本村の豊かな自然や歴史、文化を基盤として、学校、家庭、地域との連携を図り、心身ともに健康で、豊かな人間性や社会の変化に主体的に対応できる生き抜く力を身につけた子供を育むとともに、村民の生涯にわたる学習活動の機会を拡充させ、活力に満ちた人間形成に努めてまいります。

学校教育では、令和6年までの3年間ににおいて、第Ⅴ期園・小・中連携学力向上推進事業を展開し、玉川大学との連携による学習支援やタブレットの効果的な活用と探求的な学びを図る指導を実践してまいりました。

令和7年度においては、第Ⅴ期の事業を検証し、反省、改善を行い、次代を担う元気な玉川っ子の育成をコンセプトとして、効率的で実効性のある第Ⅵ期計画を策定し、連携事業に取り組んでまいります。

このためには、教諭、学習指導員、特別支援員等が同じ認識の下、目標を明確にすることが必要であり、引き続き地域おこし協力隊の配置や地域ボランティアのご協力をいただきながら推進していくこととしております。

次に、ICT教育の推進につきましては、令和2年度末に配備したタブレットの家庭への持ち帰りを中学生で可能としたことから、より一層の活用により個々の学力向上を期待しているところであり、さらに令和7年度においても、教員の指導力向上のためICT支援員の配置を行い、ICT教育環境の整備に取り組んでまいります。

次に、玉川大学との包括連携協定に基づく学習支援につきましては、年2回の大学生による直接指導を継続するとともに、令和7年度においては、村制施行70周年記念事業として、玉川大学管弦楽団の招聘により、芸術分野に触れる機会を創出し、園児から小中学生、さらには高校生以上の村民の方を対象に芸術鑑賞会を開催する予定としております。

また、石川支援学校たまかわ校との交流も強化し、本村における特別支援教育の充実を図り、いじめや不登校ゼロを目指し、個々に合った生活指導に心がけ、安全・安心な教育環境の整備と情報モラル教育の充実に取り組み、社会全体が一丸となって子供たちの育成に努めてまいります。

認定こども園たまかわクックの森と泉・須釜放課後児童クラブにつきましては、保護者の皆様が安心して働き、安心して子供を預けられるよう、適切な環境づくりと運営に努めていくこととし、こども園の給食費半額補助は、小中学校同様、令和7年度も継続し、子育て支援の充実を図ってまいります。

なお、小中学校の給食費全額補助につきましては、引き続き国に対し要望を行ってまいります。

社会教育につきましては、たまかわ文化体育館を学びの拠点としながら、生涯学習事業の充実を図り、多様化する住民ニーズを的確に捉えた学習講座等を展開し、村民の生きがいに繋がる事業を実施してまいります。また、地域文化の振興を図るため、文化団体連絡協議会と連携しながら、文化的活動を行う各種団体やサークル等の育成を支援し、地域文化活動の活性化を図ってまいります。

社会体育事業につきましては、村スポーツ協会やたまかわ元気スポーツクラブ、関係団体

等との連携により、地域スポーツの普及振興を促進し、村民の体力向上と健康維持に資する事業展開を行ってまいります。

さらに、図書事業につきましては、クックちゃん文庫の蔵書の拡充や利用しやすい環境の構築を図るとともに、2月に新たに導入した移動図書車両、クックちゃん号による巡回図書事業により、村民の読書機会の確保に努め、読書習慣の定着と地域のコミュニティー強化とにぎわい創出を図ってまいります。

次に、5つ目の「交流と協働の村づくり」についてであります。

広報、広聴につきましては、広報については、多くの方が必要とする情報を広報たまかわや村公式ホームページに見やすく、分かりやすく掲載するとともに、公式LINEやInstagramなどSNSを活用したタイムリーな情報発信、配信等、広報活動の充実に努めてまいります。また、昨年度に引き続き、令和7年度も職員を村の情報発信員として位置づけ、一人一人が自分の役割として意識しながら、玉川村の魅力をしっかり伝えるように発信してまいりたいと考えております。

広聴については、ニーズを的確に把握し、村民の視点、村民目線による施策の展開が必要でありますので、村政経営に対する要望やご意見等を広くお聴きし、村政に反映させるために、引き続き、毎月、村民相談の日を設定し、村民参加型の村づくりを目指し、村民の皆さんとの協働による地域づくりを進めてまいります。また、昨年開催した村民懇談会においていただいたご意見やご要望については、村民の皆さんと情報の共有を図るとともに、事業に取り組めるものから順次対応してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、女性が積極的に施策に参画できる機会づくりが重要であることから、引き続き各種委員への女性登用を推進するとともに、女性から見たまちづくり研究会の活動を通して、女性ならではの視点に立った意見や助言、要望等をお聴きしながら、日々の生活にも目を配るなど、きめ細やかな村づくりに生かしてまいります。

次に、行政デジタル化の推進につきましては、マイナンバーカードについては、コンビニでの各種証明書の交付や転入転出時のワンストップ手続、健康保険証利用等、デジタル化の利便性を実感できる場面が増えつつあります。

また、今月から運転免許証との一体化によるマイナ免許証の運用が開始されることから、オンライン・デジタル化の進展に伴うマイナンバー利活用の拡大を見据え、セキュリティーの確保や運用に十分留意しながら、マイナンバーカードのさらなる取得促進や、制度及びカードの利活用に係る情報提供と啓発に努めてまいります。

地域のデジタル推進、いわゆる地域DXについては、今年度まで、静脈や顔など人の生体を活用した認証による手ぶらキャッシュレス事業を実施し、お買物体験を通して、村民の皆さんに最先端のデジタル技術を体験していただきました。

デジタルに不慣れで、何か怖い、危ないと感じていた方からも、本事業に参加して、便利、楽しい、想像していたよりも簡単といった声も聞かれていますので、デジタルディバイドの解消へ向け、今後も村民の皆さんの声をしっかりと聴きながら、行政手続の電子申請化、スマホ教室やデジタル体験によるディバイド対策事業、プログラミング教室、生体認証を活用した個人認証、ボランティアポイント事業などにも取り組み、さらなるデジタル推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、本定例会に提出しておりますその他の議案についてご説明を申し上げます。

議案第9号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第6号）につきましては、避難所における生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる地域づくりを目指すため、新しい地方経済・生活環境創生交付金を財源とし、玉川村地域防災力強化事業として3,142万3,000円を新たに予算計上したところであります。

また、その他各種事業費確定に伴う所要の経費を計上し、これらによります一般会計補正予算額の総額は2,741万4,000円の減額となり、本年度予算の総額は51億7,352万7,000円となります。

なお、農業機械共同利用促進支援事業など13事業について、次年度に繰り越して継続して事業を実施するため、繰越明許費とするものであります。

また、特別会計の補正予算案3件及び当初予算案4件、企業会計の補正予算案1件及び当初予算案2件につきましては、それぞれの目的に応じた事業を実施するため、所要の額を計上いたしました。

議案第3号 玉川村太陽光発電設備設置事業と地域の調和に関する条例の制定についてにつきましては、村内における太陽光発電設備の設置及び管理の基本的事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との調和を図り、地域住民の安全な生活と本村の環境の保全を確保するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第4号 玉川村犯罪被害者等支援条例の制定についてにつきましては、傷害や故意の犯罪行為の被害者となられた方に対して、被害の回復や軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、新たに条例を制定するものであります。

条例に関するその他の議案といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてなど4件、いずれも村政執行上重要な案件であります。

提案いたしました議案の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長の施政方針の開陳並びに提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君） 日程第5、請願の処理についてを議題とします。

2月13日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎議長発議（予算審査特別委員会の設置）

○議長（小針竹千代君） 日程第6、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

令和6年度玉川村各種会計補正予算並びに令和7年度玉川村各種会計予算の決定に当たり、事業方針や事業の内容の詳細について執行部から説明を受け、十分なる審査を行うための新たな特別委員会として、予算審査特別委員会の設置の必要があると認められます。

お諮りします。

令和6年度玉川村各種会計補正予算に関する5議案及び令和7年度玉川村各種会計予算に関する7議案について、議長を含む全議員で構成する玉川村議会予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 異議なしと認めます。

よって、予算に関する議案については、議長を含む全議員で構成する予算審査特別委員会

を設置し、審査することに決定しました。

ただいま特別委員会委員が決定いたしました。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会において委員長及び副委員長1人を互選することになっております。

ここで暫時休議いたします。

特別委員会を開きますので、議員の皆様は議員控室へ移動願います。

(午前11時12分)

○議長（小針竹千代君） 再開いたします。

(午前11時16分)

◎予算審査特別委員会正副委員長互選結果報告について

○議長（小針竹千代君） 日程第7、予算審査特別委員会正副委員長の互選結果について、その結果が届いております。

先ほど特別委員会が開催され、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、委員長、副委員長が互選されましたので、お配りしました名簿をもって報告いたします。

◎予算の審査について（委員会付託）

○議長（小針竹千代君） 日程第8、予算の審査について、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託し、審議することとします。

付託する議案については、議案第9号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第6号）、議案第10号 令和6年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和6年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第12号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 令和6年度玉川村上水道事業会計補

正予算（第３号）、以上、補正予算５議案と議案第14号 令和７年度玉川村一般会計予算、議案第15号 令和７年度玉川村国民健康保険特別会計予算、議案第16号 令和７年度玉川村介護保険特別会計予算、議案第17号 令和７年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 令和７年度玉川村宅地造成事業特別会計予算、議案第19号 令和７年度玉川村上水道事業会計予算、議案第20号 令和７年度玉川村農業集落排水事業会計予算、以上、当初予算７議案とします。委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（小針竹千代君） 本定例会における休会についてお諮りいたします。

３月12日は委員会審査のため、さらに３月13日は議事の都合により休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、３月12日及び13日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午前１１時１９分）